

令和7年度下請取引等実態調査（1次調査） 調査票

Q0 現時点において、建設業を廃業等されていないか、お答えください

いずれか該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1. 建設業を廃業しておらず、令和6年7月1日～令和7年6月30日において建設工事の請負実績がある
（回答を続ける）
- 2. 建設業を廃業している【（解散・廃業・吸収合併）含】 ⇒（回答を終了する）
- 3. 建設業を廃業していないが、令和6年7月1日～令和7年6月30日において建設工事の請負実績がない
⇒（回答を終了する）

現時点で既に建設業を廃業等した方へ

現時点で建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併されたなど）している場合は、上記設問の項目「2」にチェック（●）したうえで、調査票を必ずご送信下さい。（次頁以降の設問に回答する必要はありません）

また、廃業届の届出をしていない場合は、許可を受けた行政庁に対して廃業届の届出を願います。

《回答を記入する前に必ずお読み下さい》

【留意事項】

- この調査は、建設業における下請取引等の適正化を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて実施するものですので、**必ず回答して下さい。**
- 調査は書面回答ではなく**オンライン（WEB）による実施**となります。なお、調査票は「Ⅰ元請負人の立場で回答する設問」、「Ⅱ下請負人の立場で回答する設問」、「Ⅲ賃金等についての設問」で構成されています。
- この調査は、**令和6年7月1日から令和7年6月30日**における、貴社と他の建設会社（元請業者や下請業者）との取引の状況（**災害対応等の緊急工事は除く。**）について、各設問の回答方法に従って**最も当てはまる番号**に○印を記入して回答して下さい。**下請負人としてのみ取引している場合**や、**民間工事のみ行っている場合**も**調査の対象となります。**
- 貴社の回答から、発注者や元請負人等に貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答頂きますようお願い致します。
- 報告に当たっては代表者による回答内容の確認を行って下さい。
- ご回答いただく設問は、前の設問で選んだ選択肢によって異なります。**設問ごとのガイド（選択肢の後に「⇒」で表示）に従ってご回答下さい。ガイドがない場合は、次の設問にお進み下さい。**
- この調査における「元請負人」「下請負人」の意味については、以下のとおりです。その他、この調査に対して不明な点がある場合には、参考資料3ページ以降に掲載している「よくある質問」を参照して下さい。

通 称	発注者	→	元請業者	→	一次下請業者	→	二次下請業者	→	三次下請業者
この調査（建設業法）上での呼称			元請負人	→	下請負人				
					元請負人	→	下請負人		
							元請負人	→	下請負人

※下請負人に警備業務、運搬業務、資材の納入売買のみを行っている業者は含みません。

- 後日、本1次調査の回答結果に基づき、2次調査やヒアリングを実施させていただく場合がありますので、**回答終了後にご自身の回答一覧が表示される「回答内容確認ページ」をPDF等で保存して頂きますようお願いいたします。**

《回答にあたり事前にご用意・ご確認いただくもの》

1. 令和6年7月1日～令和7年6月30日までに請け負った工事情報（工事名・契約相手方・請負金額の内訳等）が分かる工事原価台帳等
 2. 令和6年7月1日～令和7年6月30日までに請け負った工事のうち発注者または元請負人に提出した当初見積書※1の見積額と最終見積書※2の見積額とで、その乖離が大きい工事の見積書や内訳書等
- ※1：請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）である場合において、注文者（発注者又は元請負人）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（発注者又は元請負人）との価格交渉において、最初に、貴社が当該注文者（発注者又は元請負人）に提出した見積書のことをいいます。
- ※2：請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）である場合において、注文者（発注者又は元請負人）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（発注者又は元請負人）との価格交渉の結果、当該注文者と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書のことをいいます。
3. 令和6年7月1日～令和7年6月30日までに請け負った工事のうち同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事の見積書や内訳書等
 4. 請負代金の支払に手形を利用している場合、貴社が交付する手形の期間がわかるもの
 5. 取引におけるインボイス制度への対応状況
 6. 建設業退職金共済制度に加入している場合、貴社が雇用する技能者及び下請先（外注先）に対する掛金の割合がわかるもの

○貴社の会社概要等 7月に送付させて頂いております、
当該案件ご送付済み書類の“調査に係る概要等”に記載
ある**オレンジ部分の情報**をご参照ください。

案件コード(11桁)	
ID	
パスワード	

ご送付している、御社用の「案件コード(11桁)」
「ID」「パスワード」を、画面の案内に従ってご入力ください。

「ID」「パスワード」初回ログイン時のものをご利用下さい。
システムの関係上、ID パスワード変更は出来かねます。予めご了承下さい。

商号名称 ※商号名称、住所、電話番号の変更がなされた際は、備考欄がありますので、そちらにご入力ください。	
県名市区町村名・所在地 ※商号名称、住所、電話番号の変更がなされた際は、備考欄がありますので、そちらにご入力ください。	
電話番号	() -
資本金	()千円 -
貴社の許可業種について該当するものを選択してください。	
【特定建設業許可】 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業 7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業 12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業 18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業 23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業 28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業	
【一般建設業許可】 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業 7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業 12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業 18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業 23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業 28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業	
調査票ご回答者さま 部署名	※氏名はフルネームで記入して下さい ふりがな 氏名
TEL () - FAX	

メールアドレス

(個人メール)※回答された方のメールアドレス

(共通メール)※社の代表・部署共通のメールアドレス

Q0_1 貴社の「主な立場」として、最も該当すると思われる番号を1つ選択して下さい。

- 1 元請業者（発注者（施主）から工事を請け負っている立場）
- 2 一次下請業者（元請業者から工事を請け負っている立場）
- 3 二次下請業者（一次下請業者から工事を請け負っている立場）
- 4 三次以降の下請業者（二次以降の下請業者から工事を請け負っている立場）

Q0_2 貴社の「主な業種」（貴社の完成工事高のうち、その額が最も大きい建設業許可業種をいう。）として、最も該当すると思われる番号を1つ選択して下さい。

1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業
7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業
12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業
18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業
23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業
28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業

Q0_3 貴社の「主な業種」に係る契約の相手方（貴社の「主な立場」が元請業者の場合は発注者、1 次下請の場合は元請業者、2 次下請業者の場合は1 次下請業者など当該契約の注文者のこと）について、年間契約件数の多い順にご回答ください。相手方が建設業許可を有していない場合や公共発注部局である場合は、法人番号を入力ください。許可番号は「[建設業者・宅建業者等企業情報検索システム](#)」より、法人番号は「[国税庁法人番号公表サイト](#)」より検索が可能です。

※相手方が不特定多数の個人の場合等記載が難しい場合は空欄で構いません。

※建設業許可番号は国土交通大臣許可の場合、「国土交通大臣許可第 000000 号」とご記入ください。

知事許可の場合は、「例. 青森県知事許可第 000000 号」（数字部分半角数字 6 桁）とご記入ください。

※許可番号が不明な場合は、主たる営業所（本店）の郵便番号と所在地（●●県●●市まで）をご記入ください。

	1	2
	1 番 目	2 番 目
契約件数の多い事業者名		
許可番号		

主たる営業所（本店）の所在地

I 元請負人の立場で回答する設問 ※「貴社の主な立場」に関係なくQ I－1から回答して下さい。

発注者（施主）と契約関係にある元請業者だけでなく、例えば一次下請業者と二次下請業者の間の下請契約における一次下請業者のように、下請への発注があれば、その工事については「元請負人」に該当します。（1 ページ 留意事項 7 参照）

Q1_1 下請負人に工事を発注したことがありますか

調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）において、建設工事（災害対応等の緊急工事は除く。以下同様）を下請負人に発注した実績はありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- | |
|-------------------------------|
| 1 建設工事を下請負人に発注した実績がある ⇒ Q1-2へ |
| 2 建設工事を下請負人に発注した実績がない ⇒ Q9へ |

Q1_2 貴社は1年間に概ね何社と下請取引がありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- | | | |
|---------|---------------|----------|
| 1 10社未満 | 2 10社以上100社未満 | 3 100社以上 |
|---------|---------------|----------|

Q1_3 下請負人の選定において重視する項目について、該当する主な番号を(いくつでも)選択して下さい。（複数選択）

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1 価格の安さ | 2 施工の技術力 | 3 アフターケア |
| 4 過去の取引有無 | 5 知名度 | 6 財務内容 |
| 7 金融機関の紹介 | 8 不動産会社の紹介 | 9 設計事務所の紹介 |

Q1_4 下請負人との契約締結の際に相手方が当該工事の施工に必要な建設業許可を有しているか確認を行っていますか。
（補足）建設業法施工令第1条の2に定めます「軽微な建設工事（※）」を請け負う場合において建設業許可は不要となります。

（※）①建築一式工事にあつては1,500万円に満たない又は延べ面積が150㎡に満たさない木造住宅工事②建築一式工事以外の建設工事にあつては、500万円に満たない工事

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 常に確認している | 2 おおむね確認している |
| 3 あまり確認していない | 4 確認していない |

Q2 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について教えてください

Q2_1 下請負人へのお見積り依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 書面で依頼（メール、FAXを含む） ⇒ Q2-2へ | |
| 2 口頭で依頼 ⇒ Q2-2へ | 3 お見積り依頼を行っていない ⇒ Q4へ |

Q2_2 下請代金は、どのように決めていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | |
|---|
| 1 下請負人から見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で決定することが多い ⇒ Q2-3へ |
| 2 下請負人から見積書を交付させるが、自社単独で決定することが多い ⇒ Q2-3へ |
| 3 下請負人からの見積書交付の有無によらず、自社単独で決定することが多い ⇒ Q2-4へ |

Q2_3 請負契約における貴社の立場が元請負人（注文者）である場合において、下請負人と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該下請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該下請負人から提出を受けた見積書（以下「当初見積書」という。）の見積金額と、当該下請負人との価格交渉の結果、当該下請負人と合意し、当初契約に反映することとなった、当該下請負人の提出した最終の見積書（以下「最終見積書」という。）の見積金額は、平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は1割程度 ⇒ Q2-4へ |
| 2 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は1割～2割程度 ⇒ Q2-4へ |
| 3 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は2割～3割程度 ⇒ Q2-4へ |
| 4 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は3割以上 ⇒ Q2-4へ |
| 5 当初見積書の見積金額と最終見積書の見積金額に差はない ⇒ Q2-5へ |

Q2_4 当初見積書に対する最終見積における減額の割合は平均して妥当か。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 妥当
- 2 妥当ではない

Q2_5 見積条件の提示にあたり、下請負人に対して下請契約の具体内容を提示していますか。

該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 具体内容を提示している ⇒ Q2_6へ
- 2 提示していない ⇒ Q2_7へ

Q2_6 下請負人に見積依頼する際に書面で提示している内容はどれですか。該当する番号を全て選択して下さい。(複数回答可)

- 1 工事内容
- 2 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 3 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更(例: 単品スライド条項等)
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

Q2_7 (Q2_2で1、2を回答した場合)

最終見積書に記載された労務費及び材料費の見積額は、当初見積書に記載された労務費及び材料費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。もっとも近いものを【労務費】【材料費】において、それぞれ1つずつ選択して下さい。

【労務費】

- 1 下請負人から交付された見積書に労務費と材料費の見積額が内訳明示されていないので、分からない
- 2 1割程度低い 3 1割～2割程度低い 4 2割～3割程度低い 5 3割以上低い
- 6 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 7 当初見積書の見積額よりも最終見積書の見積額の方が高い

【材料費】

- 1 下請負人から交付された見積書に労務費と材料費の見積額が内訳明示されていないので、分からない
- 2 1割程度低い 3 1割～2割程度低い 4 2割～3割程度低い 5 3割以上低い
- 6 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 7 当初見積書の見積額よりも最終見積書の見積額の方が高い

Q2_8 (Q2_2で1、2を回答した場合)

最終見積書に記載された労務費及び材料費の見積額について、下請負人が当該工事を施工するにあたり通常必要と認められる額(直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費(利潤相当額は含まない。))の合計額を下回ることがないよう考慮した価格設定を行っていますか。

該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 考慮していない

Q2_9 建設工事を下請負人に発注する際、設定する工期は、時間外労働の上限規制(令和6年4月適用)を考慮していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 考慮していない

Q2_10 建設工事を下請負人に発注する際、設定する工期は、「工期に関する基準」を考慮していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 全く考慮していない

Q2_11 建設工事を下請負人に発注する際、設定する工期は、同種の他の工事と比較して平均的にどの程度の工期を設定することが多いですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 余裕がある工期
- 2 妥当な工期
- 3 比較的短い工期
- 4 かなり短い工期

Q2_12 下請負人に依頼する見積期間は、見積内容を提示した日からどの程度の日数を設けていますか。

建設工事1件の契約予定価格①500万円未満、②500万円以上5,000万円未満、③5,000万円以上の3つのケースに分けてご回答下さい。該当する主な番号をそれぞれ1つずつ選択して下さい。

① 500万円未満

- 1 中1日未満
- 2 中1日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

② 500万円以上5,000万円未満

- 1 中10日未満
- 2 中10日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

③ 5,000万円以上

- 1 中15日未満
- 2 中15日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

Q2_13 調査対象期間(令和6年7月1日から令和7年6月30日)に締結した下請契約において、標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)の使用に係る下請負人への働きかけについて、該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 全ての下請契約で使用するよう働きかけている ⇒ Q3-1へ
- 2 一部の下請契約では使用するよう働きかけている ⇒ Q3-1へ
- 3 働きかけていない ⇒ Q2-14へ

Q2_14 標準見積書（法定福利費を内訳明示した見積書）の交付を働きかけていない理由について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）。※この設問中の「注文者」は、発注者（施主）又は元請負人を指します。

- 1 注文者から法定福利費を受け取っていない工事があるため
- 2 所属する建設業団体から法定福利費を内訳明示した見積書に関する取扱ルールが周知されていないため
- 3 必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため
- 4 これまでの見積と比較して高額になるため
- 5 交付するよう働きかけても、下請負人において標準見積書を作成することが困難であると考えため
- 6 そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない
- 7 下請負人に対しては、従前から自社規定の仕様に基づく見積書を作成するよう依頼しているため
- 8 その他（具体的に： _____）

Q3 インボイス制度の対応状況について教えてください

Q3_1 貴社の現在の立場について、該当する番号を1つ選択してください。

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| 1 本則課税事業者（注1） | 2 簡易課税事業者（注2） | 3 免税事業者 |
|---------------|---------------|---------|
- （注1） 本則課税：売上に係る消費税額から仕入や経費に係る消費税額を差し引いて納税額を計算。
（注2） 簡易課税：年間の売上額が5000万円以下の事業者が選択できる制度であり、売上に係る消費税に、みなし仕入率を掛けて納税額を計算。

Q3_2 貴社と取引のある下請負人のうち免税事業者の割合について、該当する主な番号を1つ選択してください

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 25%未満 | 2 25%以上50%未満 |
| 3 50%以上75%未満 | 4 75%以上 |
| 5 いない | 6 わからない |

Q3_3 令和5年10月1日以前における下請負人（免税事業者に限る）との取引における消費税の取り扱いについて、該当する主な番号を1つ選択してください。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 消費税額分を価格に反映していた | 2 一部の事業者には反映していた |
| 3 消費税額分を価格に反映していなかった | 4 下請負人に免税事業者はいなかった |

Q3_4 令和5年10月1日以降のインボイス制度開始後の下請負人（免税事業者に限る）との取引における消費税の取り扱い（今後の予定を含む）について、該当する主な番号を1つ選択してください。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 協議をして消費税額分を価格から引き上げた | 2 協議をせずに消費税額分を価格から引き上げた |
| 3 協議をして価格を据え置いた | 4 協議をせずに価格を据え置いた |
| 5 協議をして消費税額分を価格から引き下げた | 6 協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた |
| 7 取引をやめた | 8 下請負人に免税事業者はいない |

Q3_5 下請負人（インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した者に限る）との取引における消費税の取り扱い（今後の予定を含む）について、該当する主な番号を1つ選択してください。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1 協議をして消費税額分を価格から引き上げた | 2 協議をせずに消費税額分を価格から引き上げた |
| 3 協議をして価格を据え置いた | 4 協議をせずに価格を据え置いた |
| 5 協議をして消費税額分を価格から引き下げた | 6 協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた |
| 7 取引相手に、免税事業者から課税事業者に転換した者はいない | |

Q4 下請契約の締結方法について教えてください

Q4_1 下請負人との契約締結の方法はどのように行っていますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。また、**電子契約（建設業法第19条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施有無等についてそれぞれ該当する番号を選択してください。**

工事ごとの請負契約書を相互に交付

（1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約） ⇒ **Q4_2へ**

基本契約書に基づいた注文書・請書の交換

（4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約） ⇒ **Q4_2へ**

基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換

（7. 全て電子契約 8. 一部電子契約 9. 全て書面契約） ⇒ **Q4_2へ**

10 注文書・請書の交換のみ ⇒ **Q5へ**

11 注文書の一方的な送付 ⇒ **Q5へ**

12 メモ又は口頭 ⇒ **Q5へ**

Q4_2 下請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）で定めている条項はどれですか。該当する番号を **全て** 選択して下さい。（**複数回答可**）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 5 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 6 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 7 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 8 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- 9 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 10 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 11 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 14 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

Q4_3 労働災害防止対策に要する経費について、下請負人の見積書に適正な経費が明示されているにもかかわらず、当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結したことはありますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

1 ある

2 ない

Q4_4 元請負人は、地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象や騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことになっていますが、この通知を行っていますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 該当する事象が発生するおそれがある場合は通知している
- 2 該当する事象が発生するおそれがある場合でも通知していない
- 3 該当する事象が発生するおそれのある工事はなかった

Q5 下請契約の追加・変更契約について教えてください

Q5_1 追加工事、数量変更、資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更が生じた場合に、元請である貴社から下請負人と追加・変更契約を行っていますか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。

- 1 該当の工事はあるが、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q5-5へ**
- 2 追加・変更契約を行っている ⇒ **Q5-2へ**
- 3 該当の工事がいないため、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q5-5へ**

Q5_2 下請負人との追加・変更契約の際に、下請負人への見積依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。

- 1 書面で依頼（メール、FAX を含む）
- 2 口頭で依頼
- 3 見積依頼を行っていない

Q5_3 下請負人との追加・変更契約締結方法はどのように行っていますか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。また、**電子契約の実施有無等についてそれぞれ該当する番号を選択してください。**

変更内容を記載した追加・変更請負契約書を相互に交付

- （1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約） ⇒ **Q5-4へ**

変更内容を記載した追加・変更注文書及び追加・変更請書の交換

- （4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約） ⇒ **Q5-4へ**

- 7. 追加・変更注文書の一方的な送付 ⇒ **Q5-5へ**

- 8. メモ又は口頭 ⇒ **Q5-5へ**

Q5_4 下請負人との追加・変更契約の契約締結はいつ行っていますか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。

- 1 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に契約
- 2 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に一定の書類（※）を取り交わし、工事に着手した後に契約
- 3 下請負人が追加・変更対象の工事に着手した後に契約

※「一定の書類」とは、工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合、「① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容」、「② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期」、「③ 追加工事等に係る契約単価の額」の3つの事項を記載した書面を下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に取り交わし、全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく追加・変更契約の契約締結を行っていることを指します。

Q5_5 契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合、工期の変更、工事の内容又は請負代金の額の変更について下請負人から協議の申し出はありましたか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。

- 1 申し出があった⇒ **Q5_6へ**
- 2 申し出はなかった⇒ **Q6へ**
- 3 そのような事象が発生した工事はなかった⇒ **Q6へ**

Q5_6 契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生し、下請負人から工期又は請負代金の額の申し出があった際に、どのような対応を行っていますか。該当する主な番号を 1 2 選択して下さい。

- 1 協議に応じない⇒ **Q5_7、Q5_8へ**
- 2 協議には応じるが、工期及び請負代金の額の変更を認めないことが多い。⇒ **Q5_7、Q5_8へ**
- 3 協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を全て認めている ⇒ **Q6へ**
- 4 協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を一部のみ認めている ⇒ **Q5_7、Q5_8へ**
- 5 協議に応じた上で、工期の変更は認めているが、請負代金の額の変更は認めていない ⇒ **Q5_8へ**
- 6 協議に応じた上で、請負代金の額の変更は認めているが、工期の変更は認めていない ⇒ **Q5_7へ**

Q5_7 工期の変更を認めていない理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため
- 2 発注者(施主)の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 発注者への協議が困難であるため
- 6 下請負人の申し出内容を鑑みて算定根拠が不明確であり合理性がないと判断したため
- 7 その他 (具体的に:)

Q5_8 請負代金の額の変更を認めていない理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 2 発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 3 自社の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 発注者への協議が困難であるため
- 5 下請負人の申し出内容を鑑みて算定根拠が不明確であり合理性がないと判断したため
- 6 その他 (具体的に:)

Q6 労務費の価格転嫁(労務費指針)の対応状況について教えてください

※「[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針](#)」により労務費の価格交渉に関して、元請負人と下請負人がそれぞれ講ずべき行動が指針として示されており、元請負人が労務費指針に沿わない行動をした場合、独占禁止法上問題となり得るとされています。この指針により、元請負人に求められる行動の実施状況について、以下の設問に回答してください。

Q6_1 労務費上昇分の取引価格(下請代金)への転嫁について、会社としての取組方針を具体的に経営トップまで諮った上で決定していますか。該当する主な番号を1㉔選択して下さい。

- 1 決定している
- 2 決定していない
- 3 取組方針を定めていない

Q6_2 労務費上昇分の取引価格(下請代金)への転嫁に係る会社としての取組方針について、経営トップが書面等の形に残る方法で労務費転嫁に係る取組方針を社内外に示していますか。該当する主な番号を1㉔選択して下さい。

- 1 社内外に示している
- 2 社内外に示していない

Q6_3 労務費上昇分の取引価格(下請代金)への転嫁に係る会社としての取組方針に基づく取組状況について、定期的に経営トップに報告し、必要に応じ経営トップが更なる対応方針を示していますか。該当する主な番号を1㉔選択して下さい。

- 1 対応方針を示している
- 2 対応方針を示していない
- 3 更なる取組方針の必要性がまだない

Q6_4 貴社から下請負人に対して、定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けていますか。該当する主な番号を1㉔選択して下さい。

1. 設けている
2. おおむね設けている
3. ほとんど設けていない
4. 全く設けていない

Q6_5 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合において、下請負人が公表資料を用いて提示した希望価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重していますか。該当する主な番号を1㉔選択して下さい。

1. 常に尊重している
2. おおむね尊重している
3. あまり尊重していない
4. 全く尊重していない

Q6_6 サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、労務費の価格転嫁に係る価格交渉において、直接の取引先である下請負人がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識した上で、下請負人からの要請額の妥当性を判断すべきですが、当該妥当性の判断にあたり、意識していますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 常に意識しながら判断している | 2. おおむね意識しながら判断している |
| 3. ほとんど意識していない | 4. 全く意識していない |
| 5. 下請負人からの要請がない。 | |

Q6_7 下請負人から労務費の上昇を理由に取引価格（下請代金）の引き上げを求められた場合、協議に応じていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- | | | |
|---------------|--------------|------------------|
| 1. 必ず応じている | 2. おおむね応じている | |
| 3. ほとんど応じていない | 4. 全く応じていない | 5. 引き上げを求められていない |

Q6_8 下請負人からの申入れの巧拙にかかわらず、下請負人と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案していますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 常に提案している | 2. おおむね提案している |
| 3. ほとんど提案していない | 4. 全く提案していない |
| 5. 下請負人からの申し出がない | |

Q7 下請代金の支払期間・方法について教えてください

Q7_1 資本金の額が 4,000 万円未満の一般建設業の許可を受けている下請負人及び許可を受けずに建設業を営む下請負人から、引渡しの申し出があった日（請負契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを行う旨の特約がされている場合は、その一定の日）から、下請代金の支払を行うまでの期間は次のうちどれですか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 1. 30 日以内 | 3. 51 日以上 |
| 2. 31 日以上 50 日以内 | 4. 取引実績はない（貴社が特定建設業許可業者ではない場合も含む） |

Q7_2 貴社が出来高払又は竣工払を受けてから下請負人に対し下請代金の支払を行うまでの期間は、次のうちどれですか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- | | | |
|-----------|-------------------|------------|
| 1. 2 週間以内 | 2. 2 週間より長く 1 月以内 | 3. 1 月より長い |
|-----------|-------------------|------------|

Q7_3 保留金の扱いはどのようにしていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

※特段保留しないため該当なしの方は未回答のままお進みください。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 保留した月の翌月に支払っている | 3. 工事完成後に支払っている |
| 2. 保留した月の翌々月に支払っている | 4. 工事完成後も支払っていない |

Q7_4 貴社は、取引において出来高払いを行っていますか。

- | |
|-----------------------------------|
| 1. ほぼ全て出来高払いをしている ⇒ Q7_5 へ |
| 2. 一部出来高払いをしている ⇒ Q7_6 へ |
| 3. 出来高払いをしていない ⇒ Q7_6 へ |

Q7_5 全体の取引の内、およそ何割程度の取引において出来高払いを行っていますか

- | |
|------------|
| 1. 1 割～3 割 |
| 2. 4 割～6 割 |
| 3. 7 割～9 割 |
| 4. 10 割 |

Q7_6 下請負人に対する支払手段は次のうちどれですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 全額現金で支払っている ⇒ Q7_8へ
- 2 少なくとも労務費相当分は現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ Q7_7へ
- 3 労務費相当分に満たない額は現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ Q7_7へ
- 4 自社で決めている割合で現金と手形を併用しており、労務費相当分を現金で支払っているかは把握していない ⇒ Q7_7へ
- 5 全額手形で支払っている ⇒ Q7_7へ
- 6 一括決済方式・電子記録債権を活用している ⇒ Q7_8へ

Q7_7 「手形期間の短縮について」（令和6年4月30日国不建推第11号）により、令和6年11月1日以降に交付される手形のうち、手形の期間が60日を超えるものは「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象となりますが、貴社の現状・予定について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 既に60日以内としている ⇒ Q7_10へ
- 2 今後60日以内とする予定（検討中も含む） ⇒ Q7_8へ
- 3 60日以内とする予定はない ⇒ Q7_8へ

Q7_8 現時点における平均的な手形期間をお答え下さい。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 60日以内 ⇒ Q7_10へ
- 2 61日以上90日以内 ⇒ Q7_9へ
- 3 91日以上120日以内 ⇒ Q7_9へ
- 4 121日以上 ⇒ Q7_9へ
- 5 全額現金で支払っているため、該当せず ⇒ Q7_11へ

Q7_9 「手形期間の短縮について」（令和6年4月30日国不建推第11号）により、令和6年11月1日以降に交付する手形のうち、手形の期間が60日を超えるものは「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象となりましたが、手形期間を61日以上としている理由について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 借入金の増加等、資金繰りの都合
- 2 発注者（施主）からの支払条件が改善される見込みがないため
- 3 社内会計システム等の切り替えに調整を要するため

Q7_10 手形を現金化する際の割引料等のコスト負担について、下請負人の負担とすることがないよう、下請負人と十分協議して請負代金を設定していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 協議した上で、割引料等のコストを請負代金に反映している
- 2 協議した上で、割引料等のコストを下請負人に負担させている

Q7_11 下請代金の支払に際して、下請工事の施工又は支払に伴い発生する諸費用を下請代金から差し引いたことがありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

※諸費用とは、振込手数料、建設副産物（建設廃棄物及び建設発生土）の処理費用等、現場事務所に係る費用（光熱費、エレベータ使用料、清掃費用等）、会費（安全協会会費、災害防止協議会会費等）、保険料（瑕疵担保保険等）、建設キャリアアップシステムのカードリーダー設置費用及び現場利用料などを指します。

- 1 差し引いたことはない
- 2 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示し、下請負人との協議、合意のうえ差し引いたことがある
- 3 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示しないが、下請負人と協議、合意のうえ差し引いたことがある

4 下請負人との協議を行わずに、一方的に差し引いたことがある

Q8 帳簿の作成状況について教えてください

Q8_1 営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え付けていますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 全ての営業所において帳簿を備え付けている
- 2 一部又は全ての営業所において帳簿を備え付けていない

Q9 発注者（施主）から直接建設工事を受注したことがありますか

Q9_1 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）において、元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がある ⇒ **Q10**からご回答下さい
- 2 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がない ⇒ **Ⅱ（Q14）**へ

【ここからQ13までは、元請負人として発注者（施主）から直接請け負った建設工事についてお答え下さい】

Q10 民間工事の施工体制台帳・施工体系図の作成方法について教えてください

Q10_1 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合（※）に施工体制台帳を作成していますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

（※）令和7年2月1日以降は5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合

- 1 施工体制台帳を作成し、発注者（施主）の請求があったときは、閲覧に供している
⇒ **Q10_2**からご回答下さい
- 2 施工体制台帳を作成しているが、発注者（施主）の請求があったとしても、閲覧に供していない
⇒ **Q10_2**からご回答下さい
- 3 施工体制台帳を作成していない
⇒ **Q10_2**からご回答下さい
- 4 当該建設工事の実績がない ⇒ **Q10_3**からご回答下さい

Q10_2 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合に施工体系図を作成していますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲げている
- 2 施工体系図を作成しているが、当該工事現場の見やすい場所に掲げていない
- 3 施工体系図を作成していない

Q10_3 民間工事について、施工体制台帳を作成する場合、施工体制台帳にはどの書類を添付していますか。該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 発注者（施主）との契約書の写し
- 2 下請負人との契約書の写し
- 3 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、又はその写し（専任を求められている場合には、監理技術者資格者証の写しに限る）
- 4 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面、又はその写し
- 5 何も添付していない
- 6 当該建設工事の実績がない

Q11 建設工事に係る法令（建設業法、労働安全衛生法等）の遵守に関し、元請負人として行っている下請負人への指導について教えてください

Q11_1 下請負人に対する指導を実施していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | |
|---|
| 1 実施している（例：講習会の実施、ポスターの掲示、冊子等の配布、相談会の実施など）⇒Q11_2へ |
| 2 実施していない ⇒ Q12へ |
| 3 建設工事を下請負人に発注した実績がない ⇒ Q12へ |

Q11_2 下請負人に対する指導内容はどのようなものですか。該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- | | | |
|---------------------|----------------|----------|
| 1 契約書（注文書・請書も含む）の作成 | 6 周辺住民等への配慮 | 11 その他 |
| 2 無許可業者との契約の禁止 | 7 作業員の労働環境の改善 | （具体的に： ） |
| 3 一括下請負（丸投げ）の禁止 | 8 工事施工上の留意事項 | |
| 4 技術者の適正配置 | 9 社会保険への加入 | |
| 5 下請代金の適正な支払い | 10 暴力団関係企業等の排除 | |

Q12 建設業退職金共済制度について教えてください

**Q12_1 貴社は建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」）に加入していますか。該当する主な番号を選択して下さい。
また、どの程度、建退共証紙または電子申請にて掛金を充当していますか。**

- | |
|--|
| 1 現在、建退共制度に加入している
【直接雇用する建設技能者に対し、建設技能者の就労日数を基準として、約 $\frac{(\sim 10)}{\text{割}}$ 程度掛金を充当している】
【貴社の下請先（外注先）に対し、建設技能者の就労日数を基準として、約 $\frac{(\sim 10)}{\text{割}}$ 程度掛金を充当している】
例：就労日数が30日の場合、30日全ての就労日において掛金を充当している場合は10割、15日のみの場合は5割と記載 |
| 2 現在、建退共制度に加入していないが、以前加入していたことがある |
| 3 現在、建退共制度に加入していないし、これまでも加入したことがない |

Q13 発注者（施主）との請負契約の締結の状況等について教えてください

Q13_1 発注者（施主）は、地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象や騒音・振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことになっていますが、当該事象が発生するおそれがあるにもかかわらず、発注者（施主）から通知されなかったことはありますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q13_2 請負代金をめぐり、発注者（施主）から一方的に請負代金の額や単価が設定されたことはありますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q13_3 資材価格等の変動により、工期又は請負代金の額の変更が必要な場合において、発注者（施主）に協議を申し出たときに、正当な理由がないにもかかわらず協議に応じてもらえなかったことはありますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | |
|------------------------|
| 1 ある |
| 2 ない |
| 3 発注者（施主）に協議を申し出たことはない |

Q13_4 発注者が設定する工期は、同種の他の工事と比較して平均的にどの程度の工期であることが多いですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 1 余裕がある工期 | 2 妥当な工期 | 3 比較的短い工期 |
| 4 かなり短い工期 | 5 元請負人が工期を設定している | |

Q13_5 契約後の資材等価格の高騰といった状況変化等により発注者との価格の変更交渉を行った際の発注者の対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 交渉を行い、全額価格の変更が認められた ⇒ Q13_7へ |
| 2 交渉を行い、妥当と判断できる程度価格の変更が認められた ⇒ Q13_7へ |
| 3 交渉を行ったが、不当に低いと疑われる価格の変更となった ⇒ Q13_6へ |
| 4 交渉を行わなかった ⇒ Q13_7へ |
| 5 交渉を要する工事はなかった ⇒ Q13_7へ |

Q13_6 変更契約において、価格の変更が認められなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 発注者（施主）に対して協議を行ったが、予算の都合により応じられなかったため |
| 2 発注者（施主）に対して協議を行ったが、発注者が変更価格の根拠等を認めなかったため |
| 3 発注者（施主）に対して協議を行ったが、交渉が長引き工事が完了したため |
| 4 その他（具体的に： _____） |

Q13_7 工期の変更交渉を行った際の発注者の対応について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された ⇒ Q13_9へ |
| 2 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った ⇒ Q13_9へ |
| 3 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された ⇒ Q13_9へ |
| 4 工期の変更は認められなかった ⇒ Q13_8へ |
| 5 交渉を要する工事はなかった ⇒ Q13_9へ |

Q13_8 変更契約において、工期の変更が認められなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- | |
|--------------------------------|
| 1 予め決められた（発表された）供用時期等を変更できないため |
| 2 予算執行等による都合のため |
| 3 地元や利害関係者への影響があるため |
| 4 その他（具体的に： _____） |

Q13_9 調査対象期間に発注者から直接請け負った工事のうち、下記①の見積金額と下記②の見積金額とで、その乖離が最も大きい工事について、以下の回答欄にお答え下さい。

- ① 発注者と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該発注者との価格交渉において、最初に、貴社が当該発注者に提出した見積書（以下「当初見積書」という。）の見積金額
- ② 当該発注者との価格交渉の結果、当該発注者と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書（以下「最終見積書」という。）の見積金額

貴社の回答によって、発注者（施主）から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのまま

まをご回答いただきますようお願いいたします。

※工期については西暦を記載

※特段当初見積と最終見積において乖離がない場合は回答不要です。

1	発注者（施主）名	
2	工事件名	
3	工事場所（都道府県）	
4	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
5	当初見積書における請負代金の総額（円）	
6	最終見積書における請負代金の総額（円）	
7	当初見積書における材料費の額（円）	
8	最終見積書における材料費の額（円）	
9	当初見積書における労務費の額（円）	
10	最終見積書における労務費の額（円）	

Q13_10 調査対象期間に発注者から直接請け負った工事のうち、同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事について、以下の回答欄にお答え下さい。貴社の回答によって、発注者（施主）から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願いいたします。

※工期については西暦を記載

※同種の他の工事と比較して工期が短い工事が特段ない場合は回答不要です。

1	発注者（施主）名	
2	工事件名	
3	工事場所（都道府県）	
4	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
5	自社雇用の技能者または技術者の平均時間外労働時間（一ヶ月当たり）	
6	時間外労働時間が最も長い自社雇用の技能者または技術者の 当該時間外労働時間（一ヶ月あたり）	

Ⅱ 下請負人の立場で回答する設問

Q14 下請工事を受注したことがありますか

Q14_1 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）において、下請負人として建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

1	下請負人として建設工事を受注した実績がある ⇒ Q14_2へ
2	下請負人として建設工事を受注した実績がない ⇒ Ⅲ Q23へ

Q14_2 貴社は1年間に概ね何社の元請負人と下請取引がありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

1	10社未満	2	10社以上100社未満	3	100社以上
---	-------	---	-------------	---	--------

Q15 元請負人への見積や請負代金の決定方法について教えてください

請負代金は、どのように決定されることが多いですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 下請負人が見積書を交付し、元請負人と協議を行った上で決定⇒Q16へ
- 2 下請負人が見積書を交付するが、元請負人が単独で決定⇒Q16へ
- 3 下請負人からの見積書交付の有無によらず、元請負人が単独で決定⇒Q17へ

Q16 元請負人と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該元請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該元請負人に提出した見積書（以下「当初見積書」という。）の下請代金の総額と、当該元請負人との価格交渉の結果、当該元請負人と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書（以下「最終見積書」という。）の下請代金の総額とで、平均的にどの程度の差がありますか。

該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は1割程度
- 2 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は1割～2割程度
- 3 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は2割～3割程度
- 4 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は3割以上
- 5 当初見積書の請負代金額と最終見積書の請負代金額に差はない
- 6 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が高い

Q17 労務費及び材料費の内訳を明示した見積書について

Q17_1 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）に締結した下請契約における、労務費の内訳を明示した見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ Q17_2へ
- 2 おおむね交付している ⇒ Q17_2へ
- 3 あまり交付していない ⇒ Q17_2へ
- 4 全く交付していない ⇒ Q17_4へ

Q17_2 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 内訳で明示した労務費を含む見積総額の全額が支払われる契約となった ⇒ Q17_4へ
- 2 見積総額は減額されたが労務費は減額されない契約となった ⇒ Q17_4へ
- 3 内訳で明示した労務費の一部のみ減額して支払われる契約となった ⇒ Q17_3へ
- 4 労務費の一部を含めて減額された契約となった ⇒ Q17_3へ
- 5 その他（具体的に： ） ⇒ Q17_3へ

Q17_3 最終見積書に記載した労務費の見積額は、当初見積書に記載した労務費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 最終見積書の方が1割程度低い
- 2 最終見積書の方が1割～2割程度低い
- 3 最終見積書の方が2割～3割程度低い
- 4 最終見積書の方が3割以上低い
- 5 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 6 当初見積書の見積額より最終見積書の見積額の方が高い

Q17_4 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）に締結した下請契約における、材料費の内訳を明示した見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ Q17_5へ
- 2 おおむね交付している ⇒ Q17_5へ
- 3 あまり交付していない ⇒ Q17_5へ
- 4 全く交付していない ⇒ Q18へ

Q17_5 材料費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 内訳で明示した材料費を含む見積総額の全額が支払われる契約となった
- 2 見積総額は減額されたが材料費は減額されない契約となった
- 3 内訳で明示した材料費の一部のみ減額して支払われる契約となった
- 4 材料費の一部を含めて減額された契約となった
- 5 その他（具体的に： _____）

Q17_6 最終見積書に記載した材料費の見積額は、当初見積書に記載した材料費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 最終見積書の方が1割程度低い
- 2 最終見積書の方が1割～2割程度低い
- 3 最終見積書の方が2割～3割程度低い
- 4 最終見積書の方が3割以上低い
- 5 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 6 当初見積書の見積額より最終見積書の見積額の方が高い

Q18 下請契約の締結状況について教えてください

Q18_1 元請負人との契約締結の方法はどのように行っていますか。該当する主な番号 **1つ** 選択して下さい。

- 工事ごとの請負契約書を相互に交付
 （1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約）
 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換
 （4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約）
 基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換
 （7. 全て電子契約 8. 一部電子契約 9. 全て書面契約）
 10 注文書・請書の交換のみ
 11 注文書の一方的な送付
 12 メモ又は口頭

Q18_2 下請負人は、主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰、特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰など、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことになっていますが、この通知を行っていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 通知している
- 2 通知していない

Q19 賃金の変動に基づく請負代金の変更について教えてください

Q19_1 今までに、設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことはありますか。該当する番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 交渉を行ったことがあり、契約変更したことがある ⇒ **Q20へ**
- 2 交渉を行ったことはあるが、契約変更は認められなかった ⇒ **Q20へ**
- 3 交渉を希望したが、交渉自体を受け入れられなかった。 ⇒ **Q20へ**
- 4 交渉を行ったことはない ⇒ **Q19_2へ**

Q19_2 元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことがない理由について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者（施主）と契約変更を行っているかどうか把握していないため
- 2 受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため

3 契約変更を求めても元請負人が応じない考えるため

4 その他（具体的に： _____）

Q20 工期について

Q20_1 建設工事を元請負人から受注する際、設定される工期は、時間外労働の上限規制（令和6年4月適用）を考慮されたものとなっていますか。該当する主な番号を1-2選択して下さい。

- 1 考慮されている
- 2 おおむね考慮されている
- 3 ほとんど考慮されていない
- 4 全く考慮されていない

Q20_2 建設工事を元請負人から受注する際、設定される工期は、「工期に関する基準」を考慮されたものとなっていますか。該当する主な番号を1-2選択して下さい。（参考資料参照）

- 1 考慮されている
- 2 おおむね考慮されている
- 3 ほとんど考慮されていない
- 4 全く考慮されていない

Q20_3 建設工事を元請負人から受注する際、設定される工期は、同種の他の工事と比較して平均的にどの程度の工期が設定されることが多いですか。該当する主な番号を1-2選択して下さい。

- 1 余裕がある工期
- 2 妥当な工期
- 3 やや短い工期
- 4 著しく短い工期

Q20_4 元請負人から受注した工事の現場閉所数として、もっとも多いものはどれですか。

- 1 4週8閉所
- 2 4週7閉所
- 3 4週6閉所休
- 4 4週5閉所
- 4 4週4閉所以下

Q20_5 元請負人から受注した工事の施工に従事する貴社の職人（貴社が雇用する技能者労働者）の週休状況として、もっとも多いものはどれですか。

- 1 4週8休
- 2 4週7休
- 3 4週6休
- 4 4週5休
- 4 4週4休以下
- 5 自社雇用の技能労働者がいない

Q20_6 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）に締結した下請契約において、貴社の技能労働者の平均残業時間はどの程度でしたか。該当する主な番号を1-2選択して下さい。

- 1 10時間未満
- 2 10時間以上20時間未満

- 3 20時間以上30時間未満
- 4 30時間以上40時間未満
- 5 40時間以上50時間未満
- 6 50時間以上60時間未満
- 7 60時間以上80時間未満
- 8 80時間以上100時間未満
- 9 100時間以上
- 10 自社雇用の技能労働者はいない

Q20_7 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）に締結した下請契約において、「工期に関する基準」を参照する等して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ **Q20_8へ**
- 2 交付していない ⇒ **Q20_10へ**

Q20_8 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付する際、資材の納期の長期化が見られる場合には、納期を考慮した工期の設定を行っていますか（元請負人に納期の長期化を説明しているか）、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 考慮（説明）している
- 2 考慮（説明）していない

Q20_9 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（**複数回答可**）

- 1 明示した日数での工期の契約となった
- 2 明示した日数より短い工期となったが、やむを得ず契約を行った
- 3 明示した日数より短い工期となり、受注した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期の契約となった

Q20_10 今までに、下請契約に定められた工期内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがありますか、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 交渉を行ったことがある ⇒ **Q20_11へ**
- 2 交渉を行ったことはない ⇒ **Q21へ**
- 3 工期の変更交渉する工事がなく、交渉する必要がある ⇒ **Q21へ**

Q20_11 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（**複数回答可**）

- 1 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された
- 2 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った
- 3 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された
- 4 工期の変更は認められなかった

Q20_12 当初契約または変更契約において、工期の変更が認められなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。（**複数回答可**）※この設問中の「注文者」は、元請負人を指します。

- 1 予め決められた（発表された）供用時期等を変更できないため
- 2 注文者の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 注文者が認めない姿勢をとっていたため

- 6 注文者が協議に応じなかった
- 7 その他（具体的に： _____）

Q21 資材等価格の高騰による請負代金の額について教えてください。

Q21_1 調査対象期間（令和6年7月1日から令和7年6月30日）に締結した下請契約において、資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を元請負人へ交付していますか（元請負人に価格高騰の説明をしているか）、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付（説明）している ⇒ Q21_2へ
- 2 交付（説明）していない ⇒ Q21_3へ
- 3 価格高騰に影響される工事がなく、考慮（説明）する必要がある ⇒ Q21_3へ

Q21_2 資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 明示した価格での契約となった
- 2 明示した価格より低い価格になったが、算出根拠が明らかであり不当に低い価格ではなかったため、契約を行った
- 3 明示した価格より低い価格になったが、算出根拠が不明であるものの、不当に低い価格ではなかったため、契約を行った
- 4 明示した価格より低い価格となり、算出根拠が不明かつ不当に低いと疑われる価格となったが、やむを得ず契約を行った

Q21_3 元請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）に、価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する定めはありますか。また、元請負人との価格の変更交渉を行ったことがありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 定めがあり、交渉を行ったことがある ⇒ Q21_4へ
- 2 定めはあるが、交渉を行ったことはない ⇒ Q22へ
- 3 定めはないが、交渉を行ったことがある ⇒ Q21_4へ
- 4 定めがなく、交渉を行ったことはない ⇒ Q22へ
- 5 価格高騰に影響される工事がなく、交渉する必要がある ⇒ Q22へ

Q21_4 契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 価格の変更を認められた ⇒ Q21_2で3と回答した場合Q21_5、
それ以外は Q22へ
- 2 価格の変更を認められたが、不当に低いと疑われる価格での変更となった ⇒ Q21_5へ
- 3 価格の変更は認められなかった ⇒ Q21_5へ

Q21_5 当初契約または変更契約において、価格の変更が認められなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 元請負人が発注者（施主）に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 2 元請負人が発注者（施主）に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 3 元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 元請負人から資材が提供されたため
- 5 その他（具体的に： _____）

Q22 個別工事の概要

Q22_1 調査対象期間に元請負人から直接請け負った工事のうち、下記①の見積金額と下記②の見積金額とで、その乖離

が最も大きい工事について、以下の回答欄にお答え下さい。

- ① 元請負人と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該元請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該元請負人に提出した見積書（以下「当初見積書」という。）の見積金額
- ② 当該元請負人との価格交渉の結果、当該元請負人と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書（以下「最終見積書」という。）の見積金額

貴社の回答によって、元請負人から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

（金額が不明な場合はおおよその額を入力下さい）

※工期については西暦を記載

※特段当初見積と最終見積において乖離がない場合は回答不要です。

元請負人の事業者名	
元請負人の主たる事務所の所在地	
工事件名	
工事場所（都道府県）	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
当初見積書における請負代金の総額（円）	
最終見積書における請負代金の総額（円）	
当初見積書における材料費の額（円）	
最終見積書における材料費の額（円）	
当初見積書における労務費の額（円）	
最終見積書における労務費の額（円）	
取引の内容や価格協議等の状況について具体的に記載してください。	

Q22_2 調査対象期間に元請負人から直接請け負った工事のうち、同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事について、以下の回答欄にお答え下さい。貴社の回答によって、元請負人から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

※工期については西暦を記載

※同種の他の工事と比較して工期が短い工事が特段ない場合は回答不要です。

1	元請負人の事業者名
	元請負人の主たる事務所の所在地
2	工事件名
3	工事場所（都道府県）
4	工期 年 月 日 ～ 年 月 日
5	平均時間外労働時間（一ヶ月当たり）
6	時間外労働時間が最も長い技能者の 当該時間外労働時間（一ヶ月あたり）

Ⅲ賃金等についての設問

※技能労働者とは、専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）は技能労働者へ含みません。

Q23 自社にて技能労働者を雇用していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 雇用している ⇒ Q24_1へ
- 2 雇用していない ⇒ 回答終了

Q24 技能労働者への賃金支払状況について教えてください

Q24_1 令和6年7月（約1年前）以降、雇用している技能労働者の賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定がありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む） ⇒ Q25_1、Q25_2へ
- 2 ボーナスや一時金など、不定期の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む） ⇒ Q25_1、Q25_2へ
- 3 1および2の給与をいずれも引き上げた（引き上げる予定を含む） ⇒ Q25_1、Q25_2へ
- 4 その他の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む） ⇒ Q25_1、Q25_2へ
(増額した具体的な給与名:)
- 5 賃金水準を引き上げておらず、今後も引き上げる予定はない ⇒ Q25_2、Q25_3へ
- 6 賃金水準を引き下げた（引き下げる予定を含む） ⇒ Q25_2、Q25_3へ

Q25_1 国土交通省では令和7年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、公共工事設計労務単価や建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収を参考にしていますか。該当する番号を1つ選択して下さい。また1、2を選択した場合にはその対象工事について、該当する番号（1～7）を選択してください。

※ 公共工事設計労務単価は、技能労働者の所定労働時間8時間当たりの賃金相当額（社会保険料の個人負担分を含む）であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていません。

- 工事の場所、技能労働者の職種に対応した単価をそのまま使用している
- (1. 公共工事・民間工事とも 2. 公共工事のみ 3. 民間工事のみ)
- 単価をそのまま使用しないが、単価の変動等の動向を賃金に反映させている
- (4. 公共工事・民間工事とも 5. 公共工事のみ 6. 民間工事のみ)
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収を参考にしている。
- (7. 公共工事・民間工事とも 8. 公共工事のみ 9. 民間工事のみ)
- 10 参考にしていない

Q25_2 貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、下記のレベルに該当する技能労働者の平均的な「年収」を選択して下さい。（自社雇用の技能労働者が複数のレベルに該当する場合は、各レベルに応じた年収を選択して下さい）

- レベル1：初級技能者（見習い）
- (1. 300万円未満 2. 300万円以上500万円未満 3. 500万円以上700万円未満 4. 700万円以上)
- レベル2：中堅技能者（一人前）
- (5. 300万円未満 6. 300万円以上500万円未満 7. 500万円以上700万円未満 8. 700万円以上)
- レベル3：班長として現場に従事できる者
- (9. 300万円未満 10. 300万円以上500万円未満 11. 500万円以上700万円未満 12. 700万円以上)
- レベル4：高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）
- (13. 300万円未満 14. 300万円以上500万円未満 15. 500万円以上700万円未満 16. 700万円以上)

Q25_3 令和6年7月（約1年前）以降、賃金水準を引き上げない理由について、該当する番号を選択して下さい。

(複数回答可) ※Q24_1で1～4を選択した場合は回答不要です。

- 1 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない
- 2 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない（過去に交渉したが認められなかったため交渉していない）
- 3 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない（過去にも交渉したことがない）
- 4 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない
- 5 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない（過去に交渉したが認められなかったため交渉していない）
- 6 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない（過去にも交渉したことがない）
- 7 受注者の立場では発注者や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい
- 8 赤字補填、運転資金や建設機械の購入など他の用途に充当する必要がある
- 9 他社との競争上賃金にコストをかけられない
- 10 経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない
- 11 既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている
- 12 社会保険の加入に必要な費用（事業主負担分）に充当したい
- 13 その他（具体的に： _____）

Q26 メモ欄（その他、下請取引や賃金等についてご意見等がありましたらご記入下さい。）

--

以上、回答は終了です。

ご確認のうえ、送信ボタンを押してください。有難うございました。